

袋井市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日及び場所 令和6年10月16日(水) 午後1時30分～午後3時00分
袋井市役所 301 会議室

- 2 議事の構成 農業委員16名

出席委員	2番	大庭	嘉則			
	3番	永井	英男	4番	石黒	正幸
	5番	岩井	俊弘	6番	永田	勝美
	7番	西村	淳子	8番	村松	恵美子
	9番	金井	義人	10番	松本	芳廣
	11番	村松	保男	12番	加藤	元章
	13番	金原	純一郎	14番	渥美	敦子
	15番	松浦	重信	16番	安間	啓一

欠席委員 1番 松田 博久

- 3 事務局

農政課長	1人
参事兼農地利用係統括係長	1人
農地利用係長	1人
農地利用係主任	1人
農地利用係主事	1人

- 4 議 事

事務局 (鈴木) それでは、次第に従いまして総会に入ります。議事につきましては「会長」の進行でお願いします。

会長 それでは、ただいまから10月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、「2番 大庭嘉則 委員」、「3番 永井英男 委員」を指名いたします。

会長 次に、日程第2、「議第36号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局
(杉山)

それでは1ページをご覧ください。

議第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

令和6年10月16日、袋井市農業委員長 永田勝美。

【1】

彦島 []、田、[] m²、他2筆、計 [] m²
[] から [] への所有権
移転になります。

【2】

彦島 []、田、[] m²、他1筆、計 [] m²
[] から [] への所有権
移転になります。

【3】

山田 []、畑、[] m²、他1筆、計 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

【4】

諸井 []、畑、[] m²
[] から [] への所有権移転になります。

今回の権利設定は、区分地上権となりますが、この区分地上権とは、地下または上空に工作物等を設置する場合に必要となるものです。こちらの案件は、農地に支柱を立てて営農をしながら上部空間に太陽光発電設備を設置するもの（＝営農型太陽光を行うもの）となります。設置者が [] となっております。

営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合、農地に支柱を立てる許可として5条許可に係る申請と、区分地上権の設定の許可として3条許可に係る申請を同時に行う必要があります。そのため、今回、農地上部の太陽光発電パネル部分に区分地上権を設定する農地法第3条の許可申請がございました。

【5】

大野 []、畑、[] m²
[] から [] への所有権移転になります。

計5件、6592.62 m²でございます。

以上でございます。

会長 それでは、次に担当農業委員から説明をお願いします。

大庭委員 1番と2番の説明をいたします。
申請地は彦島になります。譲受人の[]は申請地の隣地や
付近を一体的に耕作しており、特段の問題はないと思われます。ご審議の
ほどよろしくをお願いします。

金井委員 3番の説明をいたします。
申請地は山田で、譲渡人の[]さんから譲受人の[]さんへの
所有権移転になります。譲渡人の[]さんは現在、東京に在住しており、
申請地の管理ができないため、[]さんに耕作をお願いする形で所有権の
移転を行うことになりました。特段問題はございません。ご審議のほどよ
ろしくをお願いします。

加藤委員 4番の説明をいたします。
申請地は諸井で、営農が太陽光発電設置のための、区分地上権期間3年
の設定になります。下部作物は榊で、営農状況も良好であるため、特段問
題はないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

安間委員 5番の説明をします。
申請地は大野です。譲受人の[]さんは現在、団体職員で、大野地
内で農地を借りて耕作を行っております。申請地は[]さんの親戚の
方の土地であり、北側に接続する空き家も同時に取得することになってお
り、特段問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。
何かご質問等ございませんか。

会長 質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。

会長 議第36号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ご
ざいませんか。

= 異議なしの発言 =

会長 ご異議なしと認めます。
よって議第36号については、承認することに決しました。

会長 次に「議第37号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 (芝崎) それでは、3ページをご覧ください。議第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。
令和6年10月16日 袋井市農業委員長 永田勝美。

【1】

山崎 []、畑、[]m²につきましては、
[]が農産物等販売施設として転用申請するもので、
申請地は、10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「既存施設の1 / 2以内の拡張」の要件に該当します。

会長 それでは、次に担当農業委員から説明をお願いします。

松本委員 4条1番の説明をします。
申請地は山崎で、申請者の[]さんが農産物の販売施設のための転用申請です。周辺農地への影響も少なく、特段問題はございません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

会長 質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。

会長 議第37号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長

ご異議なしと認めます。
よって議第37号については、承認することに決しました。

会長

次に「議第38号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題
といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(芝崎)

それでは、4ページをご覧ください。議第38号「農地法第5条の規定に
よる許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき
所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項
の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。
令和6年10月16日、袋井市農業委員会 永田勝美

永井委員

【1】

堀越 []、畑、 [] m²につきましては、
[] から [] へ賃貸借によ
り、資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種低層住
居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

石黒委員

【2】

国本 []、畑、 [] m²につきましては、
[] から、 [] へ所有権贈与により、檀家
用駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地
の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

松本委員

【3】

岡崎 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から

へ使用貸借により、自己用住宅敷地として、転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

松本委員

【4】

岡崎、畑、㎡ほか3筆、計15,298㎡につきましては、から

へ賃貸者により、発電所貯木場敷地として、転用申請されるもので、申請地は、10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として、雇用する3割以上を地元から雇用する要件をみたす」ものです。

松本委員

【5】

山崎、畑、㎡につきましては、からへ所有権移転により農産物等販売施設として転用申請するもので、申請地は、10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「既存施設の1/2以内の拡張」の要件に該当します。

村松委員

【6】

春岡、畑、㎡につきましては、から、へ所有権移転により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

加藤委員

【7】

諸井 []、畑、 [] m²のうち2.98m²につきましては、 [] から [] へ賃貸作により、営農型太陽光発電施設敷地として、一時転用の更新の申請をするもので、 [] が、柿の栽培を行っております。また、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地に該当し、3年間の一時転用申請です。

金原委員

【8】

長溝 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から、 [] へ所有権移転により、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

計8件 畑 17,394.98 m²でございます。

会長

それでは、次に担当農業委員から説明をお願いします。

永井委員

1番の説明をします。

賃貸借で資材置場敷地のための転用申請になります。北側に申請者の農地が残りますが、そのまま使用します。雨水は南側の道路側溝に流します。特段問題はございません。ご審議のほどよろしくお願いします。

石黒委員

次に2番の説明をいたします。

申請地は国本です。檀家の駐車場敷地の拡張のための申請になります。雨水は自然浸透で、隣接する道路側溝に流します。特段問題はございません。ご審議のほどよろしくお願いします。

松本委員

続きまして3番の説明をいたします。

[]さんの娘さんが自己用住宅を建設するための転用申請になります。予定地は白地の第2種農地で、周辺農地への影響もないと思われます。特段問題はございません。ご審議のほどよろしくお願いします。

松本委員

4番の説明をいたします。

[]がバイオマス発電所を建設し、その木材の置き場として申請がございました。令和6年に農用地区域の除外が承認されております。特段問題はございません。ご審議のほどよろしくお願いします。

松本委員	5 番の説明をします。 ■■■■が農産物販売施設建設のための転用申請になります。特段問題はございません。ご審議のほどよろしくをお願いします。
村松委員	6 番の説明をいたします。 申請地は■■■■の北西になります。■■■■から■■■■さんへ自己用住宅建設のための転用申請になります。排水は合併浄化槽を通じて北側の道路側溝に流します。雨水も同様です。特段問題はございません。ご審議のほどよろしくをお願いします。
加藤委員	7 番の説明をいたします。 ■■■■さんから■■■■さんに一時転用申請をして、営農型太陽光発電を行います。下部作物は榊で、来年から出荷を見込んでいるとのこと。特段問題はございません。ご審議のほどよろしくをお願いします。
金原委員	次に 8 番の説明をいたします。 建売住宅建設のための転用申請になります。排水は合併浄化槽を通して西側側溝に流します。特段問題はございません。ご審議のほどよろしくをお願いします。
会長	担当農業委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。
会長	質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。お諮りいたします。 議第38号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。 = 異議なしの発言 =
会長	ご異議なしと認めます。 よって、議第38号については、承認することに決しました。
会長	次に日程第 3「報第14号 農地法第18条第 6 項の規定による通知の報告について」を議題とします。事務局より報告をお願いします。
事務局 (杉山)	それでは、12ページをご覧ください。 報第14号「農地法第18条第 6 項の規定による通知の報告について」。農地法第18条第 6 項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

令和6年10月16日、袋井市農業委員会 永田勝美。

【1】

彦島■■■■■、田、■■■■■m²、■■■■■、■■■■■、他4件
計5件、5229m²でございます。

以上でございます。

会長

次に日程第3「報第15号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告
について」を議題とします。事務局より報告をお願いします。

事務局
(芝崎)

それでは、9ページをご覧ください。

報第15号「農地法第5条第1項の許可取下げについて」下記のとおり取
り下げ願いが提出されましたので報告します。

令和6年10月16日、袋井市農業委員会 永田勝美。

取下げ願い提出日 令和6年9月13日

許可年月日 平成9年7月25日

許可番号 中遠農用第5号許可番号第312号

土地の表示 下山梨■■■■■、田、■■■■■m²、外2筆、計■■■■■m²、
転用目的 居宅兼物置敷地

以上です。

会長

以上で、協議事項の日程が終了しました。
ありがとうございました。

議事録署名人